

意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
1. 項目	学校その他の教育機関における著作物の複製に関する規制緩和について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>学校その他の教育機関における複製等について定める著作権法第35条第2項の規定のうち、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の解釈を示すものとして、著作権法第35条ガイドライン協議会によって公表された「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」（以下、ガイドライン）においては、「当該授業を受ける者」を「授業を担当する者と物理的に同じ場所で授業を受ける者」とされており、また「授業を同時に受ける者」に関し「オンデマンドで配信する授業を受ける者」は認められていないと認識しております。</p> <p>一方、ブロードバンド環境の整備やユビキタスネットワーク化の進展により、映像・音声を組み合わせたマルチメディア学習や、好きな時間・場所にて好きな内容の授業を受けることを実現できる環境が整ってきており、また電子教科書実現に向けた取組みも始まっております。</p> <p>このような状況のなか、ガイドラインに従った運用では、自宅でのオンデマンド学習の際に、著作権者の許諾無しにデジタルコンテンツが利活用できない等の問題が発生し、結果的にICT利活用の阻害要因になりかねないと考えます。</p> <p>またガイドラインにおいて、デジタルコンテンツの利活用を制限する内容が散見されることから、今後、教育・学習の場においてICT利活用を促進するうえで、支障となるおそれもあります。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製） ・（平成16年3月）「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>技術的な方法にて著作権に係る権利保護を行う前提のもと、教育・学習におけるデジタルコンテンツの使用・複製に対する物理的あるいは時間的な制約を緩和する方向で見直すことを提案します。</p> <p>これにより、例えば、自宅でオンデマンド配信による授業を受けることができるようになる等、より多くの教育・学習機会の創出に寄与するものと考えます。</p>